

新規学卒者募集と採用についての注意事項

新規学卒者（大学（院）・短期大学・専修学校・高等専門学校・職業能力開発校・高等学校・中学校）の募集について、一般求人（中途採用募集）とは異なるルールがありますので、新規学卒者の募集を検討されている事業主の方は必ずお読みください。

【重要事項】

- 一旦公開となった学卒求人は、応募学生生徒の採用内定による充足を理由とした募集終了を除いて、事業主都合の求人取消や募集人数削減を伴う変更を行うことができません。特に事業計画の大幅な変更や、ハローワークの一般求人・民間職業紹介事業者のあっせんによる中途採用充足を理由とした求人取消・募集人数削減が散見されますので、学卒求人提出にあたり、事前に入念な採用計画を立てていただくようお願いいたします。
- 事業主都合による「学卒求人の取消」「募集人数の削減」「採用内定の取消」「入職時期の繰下」は、当事者である学生生徒はもとより、保護者や学校関係者に与える影響が大きいものであり、みだりに行われるべきものではありません。これらが行われることが判明した場合、事業所所在地を管轄するハローワークが事情聴取を行います。求人取消等を中止・撤回できない場合はその旨の報告を徴することとなりますのでご了承ください。

【事業所登録に係る注意事項】

- 新規学卒求人・一般求人を問わず、ハローワークに初めて求人を出す場合は、事前に求人提出のための事業所登録が必要となります。お手元に法人番号がわかる書類（個人事業主以外の場合）と、従業員の雇用保険手続を行ったことがある場合は「雇用保険適用事業所番号」をご用意の上、事業所所在地を管轄するハローワークの事業所部門までおたずねください。
- 長期間ご利用がない場合や、所在地移転、社名変更、事業主交代等がある場合は、求人受理の前に事業所登録の変更・更新作業を要しますので、事業所所在地を管轄するハローワークの事業所部門までおたずねください。雇用保険適用事業所となっている場合は、併せて雇用保険の登録内容変更が必要となる場合がありますので、管轄ハローワークの雇用保険適用課までお問い合わせください。

【札幌圏のハローワーク】

- ハローワーク札幌（札幌公共職業安定所）
管轄エリア：札幌市（中央区・西区・南区・手稲区）
札幌市中央区南10条西14丁目 Tel：011-562-0101
- ハローワーク札幌東（札幌東公共職業安定所）
管轄エリア：札幌市（豊平区・白石区・厚別区・清田区）、北広島市
札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10 Tel：011-853-0101
- ハローワーク江別（札幌東公共職業安定所 江別出張所）
管轄エリア：江別市、新篠津村
江別市4条1丁目10番地 Tel：011-382-2377
- ハローワーク札幌北（札幌北公共職業安定所）
管轄エリア：札幌市（北区・東区）、石狩市（浜益区を除く）、当別町
札幌市東区北16条東4丁目3-1 Tel：011-743-8609

新規学卒求人提出については、以下のパンフレット・リーフレットも併せてご確認願います。

- 「求人者のために（令和6年3月新規学卒者）」
- 「ハローワークの新規学校卒業者等に関する職業紹介サービスのご利用に当たって」（令和4年10月1日版）
- 「若者の募集・採用等に関する指針」（令和4年9月30日版）
- 「新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください」（令和4年9月30日版）
- 「改正職業安定法（求人不受理）について」（令和4年9月30日版）
- 「新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」（令和6年3月卒）



【求人者マイページ利用時の注意事項】

- ・求人者マイページから申し込まれた求人は「仮登録」であり、事業所所在地を管轄するハローワークが内容確認や修正依頼を行った上で正式な登録作業となるため、求人受理までにお時間をいただきます。
- ・仮登録内容について疑義がある場合、ハローワーク職員が電話等で照会することがあります。また、仮登録内容の訂正が必要な場合は差し戻しを行うことがあります。
- ・しばらく求人提出がない事業所（目安は過去3年以上）については、転用できる求人データが残っていないことがあります。その場合は新規に登録してください。
- ・中卒用求人は求人者マイページをご利用いただけません。専用の求人票書式を使用しますので、事業所所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。
- ・新卒応援ハローワークでは、マイページ開設手続や操作説明、エラー等に関する対応は行っておりません。操作で不明な点や障害・エラー等の照会は「ハローワークインターネットサービスヘルプデスク」（電話：0570-077450）へお願いします。

【高卒求人に係る留意事項】

- ・目安として6月20日頃までに申し込まれた高卒求人の求人票事業所控は、受理手続完了後7月1日以降に送達するよう郵送を予定しています。6月末付近に提出された求人は、処理状況により手続完了が6月中とならない可能性がありますので予めご了承ください。
※令和5年度は7月1日・2日が土日に当たるため、学校経由による生徒への情報提供と、求人票事業所控の送達が7月3日(月)以降となる可能性があります。
- ・「受理・確認印」欄にハローワークの日付印がない高卒求人票は無効です。求人者マイページから出力したものを学校訪問等で使用することはできませんのでご注意ください。必ず、求人を受理したハローワークから送付される求人票事業所控をコピーしてご使用ください。
- ・高卒求人は6月1日から受理開始のため、求人者マイページで5月31日までに高卒求人の仮登録を行った場合、システム処理上「前年度の3月卒業者」を対象とする求人として扱われますので、当年度3月卒業見込者募集の仮登録は6月から行ってください。
- ・求人者マイページで申し込まれた高卒求人は、一般求人と異なりマイページ上で「求人情報の編集（内容変更）」「求人取消申請」「紹介保留申請」を行うことができません。求人票記載内容に変更や訂正が必要となった場合は、事業所所在地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。誤字・脱字等の軽微な修正であれば電話での申し出で差し支えありませんが、給与支給額の金額訂正等労働条件に係る重要な箇所の変更や、修正箇所が多岐にわたる場合は、札幌新卒応援ハローワークのウェブサイトから「高卒求人内容（訂正・変更）届（札幌圏）」をダウンロードし、訂正内容を記入の上、管轄ハローワーク宛て、電子メールに添付し送信願います。詳細は新卒応援ハローワークウェブサイトの企業の方向けページをご覧ください。

【大卒等求人に係る留意事項】

- ・大卒等求人については「オンライン自主応募」を可能とすることができます。ハローワーク等を経由せず、学生と事業所がハローワークインターネットサービスを介して直接応募、選考を行います。応募と選考、採否の流れについてはハローワークインターネットサービスの説明をご覧ください。
※応募する学生等が「求職者マイページ」を作成している場合に限り、ハローワークによる紹介ではないため、当該学生が各種助成金の支給対象に当たる場合でも、採用後の助成金支給申請はできませんのでご注意ください。
- ・新規大卒等の応募・選考開始は6月1日から、採用内定開始は10月1日からとなりますが、求人者マイページを開設している事業所の大卒等求人に対してハローワーク等から紹介した場合、10月より前であってもハローワークインターネットサービスから事業所の求人者マイページに選考結果通知督促メッセージが送信されることがあります。
これはシステム上、一般求人において求職者を紹介して14日経過後も選考結果通知がない場合に、求人者マイページへ督促メッセージを自動送信する仕様となっており、この仕様が大卒等求人にも適用されているために生じているものです。
当面の間システム改修は予定されていませんので、6月～9月に大卒等求人へ学生の紹介があり、10月より前に当該督促メッセージが届いた場合はご放念ください。
ただし、既卒者応募可であり、かつ通年で随時採用を行う大卒等求人に在学中でない求職者を紹介した場合はこの限りでありませぬので、速やかに採否結果をお知らせいただきますようお願いいたします。